

名古屋港管理組合公報

令和6年3月1日
(金曜日)
第102号

目次

○名古屋港管理組合議会補欠議員当選者の名古屋市会議長からの通知	1
○放置自動車の廃物認定	2
○利用料金の額の承認	3
○港湾施設の廃止	4

告 示

名古屋港管理組合告示第6号

令和6年2月27日名古屋市会において、名古屋港管理組合議会補欠議員の選挙が行われ、下記の議員が当選した旨名古屋市会議長から通知があった。

令和6年3月1日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

選挙した議会
名古屋市会

記
職
名古屋市議員

氏 名
金 城 ゆたか

名古屋港管理組合告示第7号

名古屋港管理組合放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成14年名古屋港管理組合条例第7号）第4条の規定に違反し、港湾施設等に放置されている自動車について廃物と認定するため、同条例第10条第3項の規定に基づき次のように告示する。

令和6年3月1日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

- 1 下記の自動車の所有者等は、令和6年3月15日までにこの自動車を撤去すること。
- 2 上記期限までに撤去されない場合は、廃物と認定し、管理者又は管理者の命じた者若しくは委任した者が、下記物件の所有者等の負担において処分等を行う。
- 3 問い合わせ先 港営部港営課庶務係

整理番号	所在地	車種等	登録番号等	塗色
05 関 001	海部郡飛島村金岡1番	スズキ セルボ	四日市 580 い 7235	不明

名古屋港管理組合告示第8号

名古屋港管理組合臨港緑地条例（昭和58年名古屋港管理組合条例第2号）第7条の2第2項の規定に基づき、令和6年6月1日以後の利用から適用される名古屋港ゴルフ倶楽部（富浜コース）の運動施設等の利用料金の額を次のように承認した。なお、臨港緑地内の運動施設等の利用料金の額の承認（令和5年3月31日告示第24号）は、令和6年5月31日限り廃止する。

令和6年3月1日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

名古屋港ゴルフ倶楽部（富浜コース）の運動施設等の利用料金の額

運動施設等の区分		利用の区分	単位		利用料金
ゴルフ場	ゴルフコース	平日	1人1回につき18ホールまで	一般	6,570円
				上記利用に対する追加9ホール	2,200円
			1人1回につき9ホールまで	一般	3,280円
		土曜日、日曜日及び休日	1人1回につき18ホールまで	一般	11,660円
				上記利用に対する追加9ホール	3,520円
			1人1回につき9ホールまで	一般	5,830円
カート（乗用式）		1人1台につき18ホールまで		1,500円	
		上記利用に対する追加9ホール		750円	
		9ホール利用		750円	

備考

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 2 次に掲げる者が利用する場合のゴルフコース利用料金の額は、この表の額以内とする。
 - (1) ジュニア
 - (2) シニア
 - (3) 満70歳以上及び障害者
- 3 ジュニアとは、18歳以下の児童・生徒（高校生まで）をいう。また、シニアとは満60歳以上をいう。
- 4 ジュニアが利用する場合のゴルフコース利用料金は利用の有無に関わらず、カート料金を含む。
- 5 1人1回につき18ホールまでを2人で利用する場合は1,760円をゴルフコース利用料金に加算する（指定管理者が指定する期日を除く。）。
- 6 1人1回につき9ホールまでを2人で利用する場合は880円をゴルフコース利用料金に加算する（指定管理者が指定する期日を除く。）。

名古屋港管理組合告示第9号

次の港湾施設は、令和6年3月1日に廃止する。

令和6年3月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

施設の種類 係船岸壁

用途区分を定めた岸壁

名称	用途区分	位置	延長	エプロン幅	水深	標準係船能力	
						船舶の総トン数	バース数
5号岸壁	旅客船	ガーデンふ頭西側	メートル 60	メートル 11~15	メートル 4.5	トン 500	バース 1

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合